

「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員」を求める意見書

厚生労働省は2011年6月17日、「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて（5局長通知）」の通知を発出したが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としている。さらに、2013年2月8日には、医師・看護職員・薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の雇用の質の向上のための取組について（6局長通知）」を発出し、看護等に対する取り組みを医療スタッフ全体に拡大させ、取り組みを推進している。

今後、少子化社会が到来する中で、医療・介護の「崩壊」の現状から「再生」へと進むためには、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消することが不可欠であり、看護師などの夜勤・交代制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善を初めとする労働環境改善が不可欠である。

厚生労働省の5局長通知及び6局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められている。

よって、国においては、安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 看護師など「夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
 2. 医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすこと。
 3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

小松島市議会

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

文部科学大臣
厚生労働大臣